

障害者に対する差別禁止・合理的配慮提供義務に関する

相談窓口のご案内

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました

例えば、

- ・障害者という理由により職場で差別を受けた。
- ・障害のある労働者から会社に対して配慮についての相談があり話し合いをしているが合意できない。 など

その他、募集・採用の場面、職場でのあらゆる場面のご相談を以下の窓口で受けています。

◇山口労働局

* 「障害者差別」「配慮義務について」の相談、とお申し出ください。

山口労働局職業安定部 職業対策課	083-995-0383	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館7階
---------------------	--------------	------------------------------

ご利用時間 月～金曜 8時30分～17時15分(土曜・日曜・休祝日及び年末年始休み)

◇山口県内のハローワーク

* 「障害者差別」「配慮義務について」の相談、とお申し出ください。

名称	電話番号	住所
ハローワーク山口	083-922-0043 *音声ガイダンスを導入しています	山口市神田町1-75
ハローワーク下関	083-222-4031 *音声ガイダンスを導入しています	下関市貴船町3-4-1
ハローワーク宇部	0836-31-0164 *音声ガイダンスを導入しています	宇部市北琴芝2-4-30
ハローワーク防府	0835-22-3855	防府市駅南町9-33
ハローワーク萩	0838-22-0714	萩市平安古町599-3
ハローワーク萩 長門分室	0837-22-8609	長門市東深川1324-1
ハローワーク徳山	0834-31-1950	周南市大字徳山7510-8
ハローワーク下松	0833-41-0870	下松市東柳1-6-1
ハローワーク岩国	0827-21-3281	岩国市山手町1-1-21
ハローワーク柳井	0820-22-2661	柳井市南町2-7-22

ご利用時間 月～金曜 8時30分～17時15分(土曜・日曜・休祝日及び年末年始休み)